

## 倫理審査委員会規程

[2002(平成14)年12月20日 制定]

改正 2003(平成15)年12月19日  
2006(平成18)年12月20日  
2008(平成20)年11月26日  
2015(平成27)年 3月24日  
2016(平成28)年 3月22日  
2017(平成29)年 9月22日

(趣旨)

**第1条** この規程は、研究取扱規則第4条第2項に基づき、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究の実施計画の適否に関する事項
- (2) 研究倫理教育に関する事項
- (3) その他倫理審査に関する事項

(委員会における審査)

**第3条** 委員会は、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の教員、助手、教育支援職員又は事務職員（以下「教職員」という。）が中心となつて行う人間を直接対象とした研究（以下「研究」という。）が、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に適合しているか否かを審査する。

2 委員会は、当該研究に関連する学会が定める倫理規程等がある場合、研究がその倫理規程等に適合しているかを検討することができる。

3 委員会は、教員の指導のもと学生が行う研究で、学会発表あるいは学会誌への投稿が見込まれるものについて、同様に審査する。

(迅速審査)

**第3条の2** 委員会は、前条の規定にかかわらず、委員会が別に定める事項に該当する研究について、迅速審査を行うことができる。

2 迅速審査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究倫理教育)

**第3条の3** 委員会は、教職員の研究倫理教育を計画、実施し、結果を評価する。

2 研究倫理教育の対象は本学の教職員に加え、学外の共同研究者、本学学生が受講できるように配慮する。

3 研究倫理教育責任者は、倫理審査委員長とする。

4 委員会は、若手研究者の研究倫理について必要な支援を行うためにメンターを指名することができる。メンターは委員会に対して業務報告を行う。

5 委員会は、本学学生の研究倫理教育について、教務部に必要な助言を行うことができる。

(組織)

**第4条** 次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健福祉学部長

- (2) 医学・医療の専門家等、自然科学に関して識見を有する教員 2名
- (3) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学に関して識見を有する教員 2名
- (4) 人格識見高く、広く社会の実情に通じており、一般の立場から意見を述べることができる者  
学外者2名を含む複数名

2 前項の委員は、男女両性で構成する。

3 第1項第2号から第4号の委員については、学長が指名する。

4 第1項第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

（委員長）

**第5条** 委員長は、保健福祉学部長をもって充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

（副委員長）

**第5条の2** 副委員長は、委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

（運営）

**第6条** 委員会は、次のすべてに該当するときに成立する。

- (1) 委員長を含み、委員の3分の2以上が出席していること。
- (2) 第4条第1項第2号及び第3号の委員の1名以上が出席していること。
- (3) 第4条第1項第4号の学外者の委員が2名以上出席していること。
- (4) 男女両性の委員が出席していること。

2 委員会の議事は、出席者の全会一致を原則とする。

（手当）

**第6条の2** 委員会に出席した学外委員に対し、委員会開催ごとに手当及び旅費を支給する。

2 前項の手当額については、別に定める。

（学長への報告）

**第7条** 委員会は、研究に関する審査の結果を審査結果報告書により学長へ報告する。

2 審査の判定は、次に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当
- (6) その他

3 委員会が学長へ報告する場合において、審査の判定が前項第2号から第4号のいずれかに該当するときは、条件若しくは変更又は不承認の理由を付さなければならない。

（有害事象の対応）

**第7条の2** 委員会は、研究に関連する重篤な有害事象や不具合について、学長から報告があった場

合は、当該研究の続行・変更・中止について審査を行い、審査結果を学長へ報告する。

（情報公開）

**第8条** 委員会は、本規程及び委員会名簿を公開する。

2 委員会は、委員会の開催状況及び審査の概要を公開する。ただし、研究対象者等及びその関係者の人権並びに研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために、委員会の議を経て非公開とすることがある。

3 委員会は、議事録及び審査記録の閲覧の申請があったときは、これを閲覧させるものとする。ただし、個人の人権又は研究内容に関する知的財産権の保護に支障をきたすおそれがある項目については、非公開とすることができる。

（委員及び事務担当者の研修）

**第8条の2** 委員会は、少なくとも年1回、倫理審査委員及び事務担当者に対して、研修を実施しなければならない。

（守秘義務）

**第9条** 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

（事務）

**第10条** 委員会に関する事務は、庶務課において処理する。

附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年10月1日から施行する。